

令和5年第2回四万十町議会臨時会

四万十町議会議案書



令和5年5月10日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）	1
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6
同意第 2 号	教育長の任命について	9
同意第 3 号	教育委員会委員の任命について	10
議案第 3 5 号	四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について	11
議案第 3 6 号	令和 5 年度四万十町一般会計補正予算（第 1 号）	12

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

四万十町長 中尾 博憲

四万十町税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

四万十町条例第9号

四万十町税条例の一部を改正する条例

四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

（2） 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

（3） 家屋の建築年月日及び登記年月日

（4） 当該工事が完了した年月日

（5） 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則中第15条の2を削り、第15条の2の2を第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446

条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の四万十町税条例（次条第2項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

四万十町長 中尾 博憲

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

四万十町条例第 10 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成18年四万十町条例第89号）の一部を次のように改正する。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改め、「次号において」を「次項において」に改め、「特例対象保険者等」を「特例対象被保険者等」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第5項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第6項、第7項、第9項から第12項まで、第15項及び第16項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の四万十町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

同意第 2 号

教育長の任命について

下記の者を四万十町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 5 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町香月が丘

氏 名 山脇 光章

生年月日

同意第 3 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を四万十町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 5 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町仁井田 

氏 名 西谷 史

生年月日 

議案第 35 号

四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について

下記のとおり売買契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 四万十町指定ごみ袋の買入れ |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 11,017,600 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(1,001,600 円) |
| 4 契約の相手方 | 高知市高須新町 4 丁目 1-43
株式会社三井 高知営業所
所長 松木 一夫 |

令和5年度四万十町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度四万十町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,869,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月10日提出
四万十町長 中 尾 博 憲

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 1 地方交付税		6, 877, 893	1, 675	6, 879, 568
	1 地方交付税	6, 877, 893	1, 675	6, 879, 568
1 5 国庫支出金		1, 980, 593	12, 325	1, 992, 918
	2 国庫補助金	1, 267, 310	12, 325	1, 279, 635
歳 入	合 計	20, 855, 000	14, 000	20, 869, 000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		3, 593, 665	14, 000	3, 607, 665
	1 社会福祉費	2, 573, 108	1, 675	2, 574, 783
	2 児童福祉費	1, 020, 547	12, 325	1, 032, 872
歳 出 合 計		20, 855, 000	14, 000	20, 869, 000

歳入歳出予算事項別明細書
1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 1 地方交付税	6, 877, 893	1, 675	6, 879, 568
1 5 国庫支出金	1, 980, 593	12, 325	1, 992, 918
歳 入 合 計	20, 855, 000	14, 000	20, 869, 000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国庫支出金	地方債 その他	
3 民生費	3, 593, 665	14, 000	3, 607, 665	12, 325		1, 675
歳 出 合 計	20, 855, 000	14, 000	20, 869, 000	12, 325		1, 675

歳入

(単位：千円)

款	科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
	項	目				区 分	金 額	
11 地方交付税			6, 877, 893	1, 675	6, 879, 568			
	1 地方交付税		6, 877, 893	1, 675	6, 879, 568			
	1 地方交付税		6, 877, 893	1, 675	6, 879, 568	1 地方交付税	1, 675	普通交付税 1, 675
15 国庫支出金			1, 980, 593	12, 325	1, 992, 918			
2 国庫補助金			1, 267, 310	12, 325	1, 279, 635			
	2 民生費国庫補助金		20, 480	12, 325	32, 805	2 児童福祉費 補助金	12, 325	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費交付金 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事務費交付金 10, 000 2, 325
計			20, 855, 000	14, 000	20, 869, 000			

歳出

(単位：千円)

科 目		補 正 額 の 財 源 内 訳				節 分		説 明
款 項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の特 国県支出金	地方債	その他	
3民生費	3民生費	3,593,665	14,000	3,607,665	12,325		1,675	
	1 社会福祉費	2,573,108	1,675	2,574,783			1,675	
	1 社会福祉総務費	494,005	1,675	495,680			1,675	子育て世帯等臨時特別支援事業 費補助金過年度分国費返還金
	2 児童福祉費	1,020,547	12,325	1,032,872	12,325		0	
	1 児童福祉総務費	65,750	12,325	78,075	12,325		0	3 職員手当等 250
								10 需用費 58 38 20 印刷製本費
								11 役務費 37 22 15 通信運搬費 口座引落等手数料
								12 委託料 1,980 低所得の子育て世帯生活支援特 別給付金システム整備委託料
								18 負担金補助 及び交付金 10,000 低所得の子育て世帯生活支援特 別給付金
	計	20,855,000	14,000	20,869,000	12,325		1,675	

